

鯖江市ふるさと納税推進業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

ふるさと納税制度を推進するために本市が実施する業務のうち、寄附の募集や寄附情報の管理、寄附者への対応、返礼品の発注・発送管理・新規開拓および情報発信、返礼品提供事業者との連絡調整・精算等の業務について委託し、民間事業者が有する体制やノウハウを活用し、業務の効率化と効果的な運営を図るとともに、本市の魅力発信の充実、地域活性化や市内産業の振興、新たな寄附者の獲得やリピーターの確保を通じて、寄附総額の増加を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業 務 名 鯖江市ふるさと納税推進業務

(2) 業 務 内 容 別紙「鯖江市ふるさと納税推進業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 事業者選定日から令和8年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、この間の費用は発生しないものとする。

※ 令和8年4月1日から業務を遅滞なく開始できるよう、令和8年1月中には必要な業務引継ぎを開始するものとする。引継ぎの具体的な内容およびスケジュールについては、別途協議の上、委託者が定める。

(4) 委託料限度額 委託料の上限は、受託者が運用するポータルサイト経由の寄附(以下「対象寄附金額」という。)の4.5%(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

※ 業務履行に際して必要なパソコン端末、通信機器、資材、消耗品、印刷費、車両その他必要な経費を含むものとする。

※ 返礼品の調達費および発送費用、広告費、寄附金受領証明書等の発送に係る費用、ワンストップ特例申請に伴う費用、ポータルサイト使用料、各種システム利用料、クレジットカード等の決済手数料は含めないものとする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、プロポーザル方式への参加者が契約を締結するまでの間に次に掲げる要件のいずれかを有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 国税および地方税を滞納していないこと。

(4) 競争入札参加者資格等に基づき、鯖江市物品等入札参加資格を有していること。

(5) 鯖江市において、公告日から契約締結日までの間指名停止を受けていないこと。

- (6) 法人およびその役員が、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 仕様書に定める内容を遂行できること。

4 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 令和7年10月17日（金） |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和7年10月24日（金） 正午必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年10月28日（火） |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和7年10月31日（金） 正午必着 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年11月12日（水） 正午必着 |
| (6) プロポーザル審査会 | 令和7年11月21日（金） |
| (7) 審査結果の通知・公表 | 令和7年11月26日（水） |

5 問合せ先および各種書類の提出先

〒916-8666 鯖江市西山町 13 番 1 号
鯖江市政策経営部財務管理課
電話 0778-53-2220
電子メール furusato@city.sabae.lg.jp

6 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 令和7年10月17日（金）～10月31日（金）
（土曜日、日曜日および祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 配布場所 「5. 問合せ先および各種書類の提出先」において、直接配布するほか、鯖江市ホームページからダウンロードできる。

7 質問の受付および回答

本プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式第1号）を用いて電子メールにより提出すること。

- (1) 受付期間 公募開始日～令和7年10月24日（金） 正午必着
- (2) 質問方法 電子メールにより、「5. 問合せ先および各種書類の提出先」に提出すること。
- (3) 回答期日 令和7年10月28日（火）
- (4) 回答方法 回答は市ホームページに掲載する。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）等を作成し、以下のとおり提出することとし、当該プロポーザル参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年10月31日（金） 正午必着
※内容に不備があるものおよび提出期限を過ぎたものは受理しない。

- (2) 提出先 「5. 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり。
- (3) 提出方法 持参（平日の午前9時～午後5時まで）または郵送（簡易書留に限る。）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※提出期限経過後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- (4) 提出書類 以下のア～カを提出するものとする。
ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）
イ 宣誓書（様式第3号）
ウ 会社概要書（様式第4号）
エ 登記事項証明書または登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
オ 定款（写し）
カ 納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明書）
キ 決算書類（直近の貸借対照表、損益計算書、税務申告書の写し）
- (5) 参加を辞退する場合 公募型プロポーザル参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

9 参加資格要件の確認

公募型プロポーザル参加表明書を提出した者に対し、参加資格の有無を確認の上、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

また、参加資格を有する者に対しては、併せて企画提案書提出依頼通知書（様式第6号）により企画提案書の提出を依頼するものとする。

10 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書および以下（1）～（5）に基づいて企画提案書および参考見積書（様式第7号）を作成し、持参または郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

- (1) 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと、枚数には制限はないが、カラー印刷とすること。
- (2) 企画提案書の様式は任意であるが、次のア～オの事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。
- ア 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）
イ 実施計画および全体のスケジュール
ウ 業務遂行人員体制
エ 類似事業の業務実績
オ 参考見積額
- (3) 企画提案書は1者1提案とする。
- (4) 企画提案書および参考見積書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

- (5) 参考見積書には、対象寄附金額を2,000百万円、寄附件数を31,000件と仮定し、業務内容の項目ごとに委託料を記載すること。また、経費の内訳が確認できるように備考欄に記載すること。

※すべて消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

- (6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書等は、鯖江市情報公開条例（平成10年条例第15号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成および提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書等に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、提案者に帰属する。
- ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

1.1 審査方法等

- (1) 審査日

令和7年11月21日（金）

※審査時間については、後日、プロポーザル参加者に通知する。〔通知様式省略〕

- (2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

- (3) プレゼンテーションの実施

企画提案書および参考見積書について、プレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションは20分以内、質疑応答20分程度を予定すること。

- (4) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、審査基準に基づいて、プロポーザル審査委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

- (5) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(4) 審査方法による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、参考見積書の金額が最も安価な者を契約相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

ア 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成および提出に関する条件に違反した場合
- ③ 参考見積書の金額（対象寄附金額に対する利率）が、「2.（4）の委託限度額」を超える場合
- ④ 価格の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に係るプロポーザル審査委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- ⑥ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

ウ 指定時刻に遅れた場合には、審査の対象としない。

エ プレゼンテーションの参加者は、1事業者3名以内とする。

1 2 審査結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定または非選定の結果を結果通知書（様式第8号）により通知する。

また、下記項目について市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点および選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の数およびそれぞれの総合点

1 3 契約手続

- (1) 令和8年度予算が議決されない場合、本業務に係る契約は行わないものとする。
- (2) 契約相手方の候補者に選定された者と鯖江市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (3) 選定された候補者が、「3. 参加資格」に記載した条件のいずれかを満たされなくなった場合または特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 令和9年度以降の契約は、実績等を踏まえ決定する。全国的にふるさと納税制度の利用が拡大し、寄附額が増加傾向にある中で、本市における寄附額が前年同時期と比較して著しく減少している場合、または他自治体と比較して本市の寄附額が相対的に低迷していると認められる場合には、受託者による寄附促進施策の効果が不十分であると判断し、契約の更新を行わないことがある。なお、契約更新の可否については、寄附額の推移、施策の実施状況、事業者からの報告内容等を総合的に勘案し、委託者が判断するものとする。なお、各年度における予算が議決された場合、最長で令和13年3月末まで随意契約を結ぶことができるものとする。